第二条　エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件の一部を次のように改正する。

第一の表上欄中「、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年経済産業省国土交通省告示第三号）」を削る。

第二の表中「、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」を削る。

（住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第三条　住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部を次のように改正する。

1の(1)の②中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号。」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定については、同年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
廿日市市上平良字広池二九七番五から同市上平良字広池二九七番三まで	前	最大 三八九 最小 一三一	二六五
	後	最大 三八九 最小 一三〇	

○国土交通省告示第七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
熊本市北区植木町小野字馬場四九三番から同市北区改寄町字塚ノ本一六一四番まで	前	最大 六七 最小 二六	六〇一
	後	最大 二七四 最小 三六	

○国土交通省告示第八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡県築上郡上毛町大字下唐原二二七六番八から同県築上郡上毛町大字下唐原一九八〇番地先まで	前	最大 一四九 最小 五七	二二三
	後	最大 一九〇 最小 五八	

○国土交通省告示第八十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮崎市大字富吉字菅ケ迫一九五四番から同市大字富吉字菅ケ迫一九五一番まで	前	最大 四四一 最小 一五〇	七七
	後	最大 四六八 最小 一五〇	

○国土交通省告示第八十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年一月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(10)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　津市藤方字亀ノ越八三五地先の測量標（北緯三四度四一分〇三秒、東経一三六度三一分二二秒）から二〇一度三四分四五秒七六・八四六メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から八四度〇〇分〇〇秒一五〇・〇〇〇メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から一四七度三二分一四秒三五四・五三三メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十五年一月三十一日